



2025年3月13日

各 位

会 社 名 中 央 紙 器 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 山 下 雅 司
(コード番号3952 名証メイン市場)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 前 賢 太
(TEL052-400-2800)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会決議により、2025年5月を目途に臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2025年3月31日(月曜日)を基準日(以下「本基準日」といいます。)と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主とし、以下のとおり当該基準日に関する公告をいたします。

- (1) 基準日 2025年 3月31日(月曜日)
- (2) 公告日 2025年 3月14日(金曜日)
- (3) 公告方法 電子公告(当社ホームページ(<http://www.mcpack.co.jp>))に掲載いたします。)

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が2025年1月31日に公表した「ニッコンホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、ニッコンホールディングス株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が成立し、かつ、公開買付者が当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及び当社の筆頭株主にあたるトヨタ自動車株式会社(以下「トヨタ自動車」といいます。)が所有する当社株式(以下「トヨタ自動車所有株式」といいます。)を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの決済の完了後速やかに、当社に対し、会社法第180条に基づき当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会を開催することを要請(以下「本要請」といいます。)する予定とのことです。なお、公開買付者、及びトヨタ自動車は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

今般、当社は、本要請に基づき本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、上記「1. 本臨時株主総会に係る基準日等について」に記載のとおり、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(i)本公開買付けが成立しない場合、又は、(ii)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにおいて、当社株式の全て(但し、当社が所有する自己株式及びトヨタ自動車所有株式を除きます。)を取得することができた場合には、当社は、本臨時株主総会の開催は行わず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上